

27年度

事業報告書

1 借受・転貸状況

(1)平成27年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	1,106	16
転貸面積(※1)	1,098	16
うち新規集積面積(※1)	349	—

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。  
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2:過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したものと及び  
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3:当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。  
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、  
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告したものととする。

(2)累計(27年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	1,229
うち転貸面積(②)	1,221
うち新規集積面積	368
うち機構が管理している面積	8
うち作業委託で管理している面積	0
うち条件整備中の面積	0
転貸率②/①	99%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

2 転貸先の状況(27年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	297	1093.1
①認定農業者	225	1041.5
うち個人	129	218.8
うち法人	96	822.7
うち企業	9	69.3
②認定新規就農者	5	1.4
③基本構想水準到達者	9	7.3
④今後育成すべき農業者	4	1.8
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	1	1.6
⑥その他	53	39.5
(2)地域外からの参入者	5	4.7
うち法人	2	0.9
うち企業	0	0
新規参入	3	17.2
①個人	0	0
②法人	3	17.2
うち企業	2	4.2
(1)+(2)の合計(※2)	302	1097.8

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	2.5	3.6
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	2.5	2.5
1団地の平均面積	1.0	1.4

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

### 3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積 <sup>(※)</sup> (①)	57,100	56,900
担い手の利用面積(②)	18,837	19,250
担い手への集積率 ②/①	33.0%	33.8%

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

### 4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況

別表のとおり

### 5 経費等の状況(平成27年度事業分)

賃料支払	17,833,388 円
賃料収入	17,833,388 円
差引賃料支払	0 円
管理・保全費支払	0 円
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	0 円
運営費支払	49,925,126 円
業務委託支払	40,768,874 円
合計	90,694,000 円
単年度借入面積1ha当たりの単価	82,002 円
累計借入面積1ha当たりの単価	127,665 円

条件整備費借入	
新規借入	0 円
返済	0 円
借入残額	0 円

### 6 優良事例

#### (1) 効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

- ・日出町(真那井地区) 集積面積13ha(全て新規)、集積率24.3%、(地域の面積53.3ha)
- ・人農地プランの作成にあたって法人を設立し、農地中間管理事業を活用して集積に取り組んでいる。

#### (2) 機構自身の創意工夫

- ・市町別の年間集積目標面積を設定
- ・受け手の応募者を設定時期に関して分類し、目処が立っていない応募者に対しては個別意向確認
- ・農用地利用集積・配分計画を毎月受け付け、随時利用権を設定

(別表)

(単位:ha)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
大分市	24.3	24.3	100%	4,240	458.4	10.8%
中津市	97.9	97.9	100%	3,900	1,338.3	34.3%
日田市	34.3	34.3	100%	3,480	1,425.1	41.0%
佐伯市	95.4	95.4	100%	2,030	384.9	19.0%
臼杵市	58.3	58.3	100%	2,440	658.7	27.0%
竹田市	90.4	90.4	100%	6,720	2,612.2	38.9%
豊後高田市	141.9	141.9	100%	3,050	1,519.9	49.8%
杵築市	56.2	56.2	100%	3,640	1,352.3	37.2%
宇佐市	209	201	96%	8,060	4,634.0	57.5%
豊後大野市	175.7	175.7	100%	6,280	1,390.6	22.1%
由布市	9	9	100%	3,450	501.0	14.5%
国東市	73	73	100%	3,890	1,505.7	38.7%
日出町	28.8	28.8	100%	864	240.6	27.8%
九重町	4.1	4.1	100%	2,050	667.5	32.6%
玖珠町	7.5	7.5	100%	2,130	453.5	21.3%
合計	1105.8	1097.8	99.3%	56,224	19,142.7	34.0%

## 平成27年度 農地中間管理事業に対する事業評価委員意見

### 1 27年度目標に対する実績について

本県農業の大半が県土の70%を超える中山間地域で営まれており、営農形態も小規模農業者や兼業農家が中心で主要な担い手が減少傾向にある中、農地中間管理事業等を活用した農地集積には限界があり、実績確保には懸念を抱いていた。そのような中で、平成27年度は、最も有利な単価の適用期限が到来することによる駆け込み効果等もあり、12月末時点では目標の962㍍を上回り、年間目標である1,300㍍に対しても、1,100㍍と8割以上を達成するなど確実に実績を上げ、昨年度の指摘を踏まえた県、市町等関係団体一体となった取り組みは評価する。

しかしながら、市町により取組の濃淡が見受けられることから、実績の低い市町に対し、さらなる取組の強化を要請されたい。

### 2 各自治体の執行体制強化及び農地集積に対する理解の促進について

昨年度指摘した自治体（市町）の体制整備は一定程度進んでいるが、市町間でばらつきがある。由布市、玖珠町など集積率の低い市町に対しては、引き続き体制強化を求めていく必要がある。

農業関係者に対する農地中間管理事業を活用した集積の必要性の周知については、各種研修会や様々な媒体を活用した広報活動を積極的に展開しており、県内各地域に事業がかなり浸透してきた。

しかしながら、国が求める農地の新規集積促進のためには、地域ごとに農地集積に対する農家意識の向上に努めることが重要で、県（振興局）を含めた執行体制の強化を図り、現場サイドで積極的に事業を推進する必要がある。

### 3 出し手・受け手の確保について

受け手の公募では、昨年を上回る660件、2,700㍍あまりの応募があり、受け手の掘り起こしについては一定の評価ができるが、出し手不足などにより約1,000㍍を超える希望について賃借権設定の目処が立っていない。

これは、小規模農家の農地に対する強い思いや自作意欲の高さのほか、中山間地域においては、まとまった優良農地確保が困難なことなどが要因と思われ、今後円滑な農地集積を推進する上で、これらの意欲的な担い手への的確な対応は大変重要と考える。

本県農村社会を守ってきたのは小規模農業者、兼業農家であることから、短期間で多くの出し手を確保することは困難と思われるが、将来の地域農業の健

全性、本県農業の発展といった観点から、重点地区を選定し、出し手の確保策の取組を強化するとともに、基盤整備事業による農地改善など、県と連携した幅広い分野からの受け手確保策についても、引き続き取り組む必要がある。

#### 4 集積目標設定と達成に向けた計画策定・実行について

本県は農地集積率が低く（約33%）、まずは29年度までの3か年で九州平均（約44%）に到達することを目標としている。今年度賃借権を設定した農地1100㌔のうち新規分は約350㌔となっており、様々な課題を抱える中で九州各県と比べても一定の評価ができる。

農地の集積目標を最終的には8割としているが、中山間地等の全農地を対象にしており、耕作不利地など集積困難な農地もかなりあるように思える。

現行の集積方法は、農業経営基盤強化促進法に基づく集積や特定農作業受委託による集積など、簡易な手続きによる制度も依然として存在することから、農地中間管理事業のみの活用に対して農家にはとまどいがある。さらに、担い手の高齢化による集積面積の減少などが予想されることから、集積率の目標達成については懸念される。

機構としても県に対して農地実態の把握を求めるとともに、各自治体毎の農地中間管理事業による集積計画の策定など、実績確保に向けた取組強化に努められたい。

#### 5 国の制度改正に対する県の支援施策の充実及びその活用について

国は新規集積に重点を置きこれにより都道府県の評価を行うとともに、28年度から地域集積協力金等の予算についても取扱いを変更することとなる。

趣旨は理解できるものの、地域によってはこれまで取り組んできた集積作業に支障を及ぼすことが懸念される。

農地中間管理事業活用による農地集積は、県政においても重要課題であることから、県は27年度肉付け予算で受け手に対する支援措置を単独事業で創設し、約100㌔の新規集積効果を上げている。今後も県に支援施策の充実を求めるとともに、機構としてもこれらの事業を積極的に活用して着実な成果を挙げるよう努められたい。

特に、人・農地プランの策定及びその見直し促進や、中山間地域の集積促進を図るための地域における効率的農業モデル提示により、新規参入企業等新たな受け手の掘り起こしを推進するよう、県に対し強く求めて行くよう努められたい。

## 6 農業関係団体等との連携強化及び積極的な広報について

農地中間管理事業の活用を促進するためには、農業関係者へのさらなる制度周知に努め農地集積に対する理解を深めることが重要である。

出し手に対する周知はもとより、他業種からの農業参入など幅広い受け手確保対策も必要であり、商工会議所等経済界とも連携を図り、様々な業種に対して情報提供していく必要がある。

そのためにも、様々な媒体を活用したきめ細かな広報活動を展開するとともに、農協などの農業団体、農業委員会等との連携を強化し、農地情報の収集、マッチング促進など、さらに連携を密にして着実な事業推進に努められたい。

平成28年3月

大分県農地中間管理事業評価委員会 委員長 森山有男